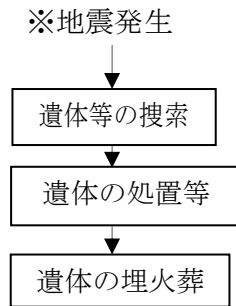


第9章 遺体対策計画

1. 計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により発生する多数の死者について、その遺体を捜索、処理及び埋火葬するため、主として町が実施する災害応急対策について定める。

2. 遺体対策計画フロー



3. 遺体等の捜索

- (1) 町は、鶴岡警察署等関係機関の協力を得て、遺体等(災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。)の捜索を行うとともに、県に対して捜索の対象人員、捜索地域及び捜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する捜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 鶴岡警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

4. 遺体の処置等

- (1) 遺体の安置
 - ① 町は、遺体安置所を確保・設置し、遺体を搬送・安置するとともに、県及び鶴岡警察署と連携のうえ、検視(死体見分)・検案(医師による死因等の医学的検査)業務を行うことのできる体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。
 - ② 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項を考慮する。
 - (ア) 避難所、医療救護所とは別の場所
 - (イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所
 - (ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のための DNA 鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所(膨大な数になる可能性を考慮して選定)
 - (エ) 遺体安置場所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。
 - ③ 町は、県及び鶴岡警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ町民に対する広報に努める。
- (2) 遺体の検案・処置等
 - ① 鶴岡警察署は、収容された遺体について、関係法令等に基づき遺体の検視を行う。
 - ② 町は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
 - ③ 県は、町からの応援要請を受け、必要と認める場合は、協定に基づき山形県医師会・山形県歯科医

師会等に遺体の検案及び処置を要請する。

④ 鶴岡警察署は、県警察を通じ、山形県医師会及び山形県歯科医師会の協力を得て遺体の検視及び身元確認等を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

① 町は、鶴岡警察署その他関係機関に連絡し、その取り扱いについて協議する。

② 鶴岡警察署は指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。

③ 町は、身元確認の結果として、遺体の身元が判明しない場合、その者を行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体(例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合)のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取り扱う。

5. 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。

(2) 県は、犠牲者の多い被災市町村及びその近隣市町村における火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じて対応する。

(3) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに相談窓口を設置して埋葬を支援する。また、遺体の埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は町が埋葬を行うものとする。

(4) 死亡者が多数のため、通常の手続きでは遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は、火葬・土葬許可手続きの簡略化について、県を通じて厚生労働省と協議する。

(5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6. 広域応援体制

(1) 町は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合は、近隣市町又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 県は、町からの応援要請を受け、必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援を要請する。